

工事中の防火対象物の消防計画に関する取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、工事中の大規模な防火対象物の防火管理体制を確保するため、当該防火対象物の消防計画に関し、必要な事項を定めるものとする。

(消防計画の作成及び届出)

第2 次に掲げる防火対象物の工事施行責任者は、各分担工事ごとに防火に関する責任者を定めるとともに、これを統括する責任者を定めて、火災の発生防止、火災の発見、消火、通報、避難等に関して消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定に準じた消防計画を作成し、工事における消防計画届出書（様式第1号）により、消防長に届け出るものとする。

- (1) 新築工事中の防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの。ただし、防火地域及び準防火地域に指定された地域にあっては、延べ面積が500平方メートル以上のもの。
- (2) 増改築等の工事中の防火対象物で、当該増改築部分の延べ面積が、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に規定する特定防火対象物にあっては、500平方メートル以上、その他の防火対象物にあっては、1,000平方メートル以上のもの。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から運用する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から運用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から運用する。

附 則

この要領は、令和元年12月1日から運用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年1月1日から運用する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に改正前の工事中の防火対象物の消防計画に関する取扱要領の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の工事中の防火対象物の消防計画に関する取扱要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。この場合においては、押印することを要しない。

工事中における消防計画届出書

年 月 日						
豊田市消防長様 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 統括防火責任者 住 所 氏 名 電 話 () </div> 別添のとおり消防計画を作成しましたので届け出ます。						
建築主住所氏名	電話 () 番					
防火対象物の概要	所在地					
	名 称		用 途			
	用途地域		防火地域			
	構 造		階 数	工事種別		
	敷地面積	㎡	建築面積	㎡	延べ面積	㎡
	消防用設備等又は 特殊消防用設備等					
工事着工年月日						
工事完了年月日						
使用年月日						
※ 同意番号	号	※同意年月日	年	月	日	
備 考						
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄			

- 注意
- 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 - 2 工事種別の欄には、新築、増築、改築、移転、用途変更、大規模の修繕・模様替の区分を記入してください。
 - 3 消防用設備等の欄には、新築以外の場合のみ既存部分に設けられている消防設備名を記入してください。
 - 4 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、備考欄に品名、数量を記入してください。

消 防 計 画 の作成要領

株式会社新築工事中の消防計画

(目 的)

第1条 この計画は、_____株式会社新築工事中における防火管理について必要な事項を定めて、火災、震災及びその他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止をはかることを目的とする。

(統括防火責任者)

第2条 統括防火責任者は_____株式会社があたり、この計画についての一切の権限を有するものとする。

(統括防火責任者の業務)

第3条 統括防火責任者は、次の業務を行うこととし、その責任を負うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消火、通報、避難及び避難誘導の訓練の実施
- (3) 消火器等の点検、整備の実施及び監督
- (4) 火気の使用又は取扱に関する指導監督
- (5) 火気使用設備器具等及び引火性爆発性物品の管理監督
- (6) 建築施主者に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務

(消防機関への報告・連絡)

第4条 統括防火責任者は、次の業務について、消防機関への報告及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出
- (2) 建物及び諸設備の設置又は変更時の事前連絡及び法令に基づく諸手続き
- (3) 教育訓練時における指導の要請
- (4) その他防火管理について必要な事項

(消防計画の適用範囲)

第5条 当該建築工事内に入入りする全ての者に、この消防計画に定める事項を適用するものとする。

(工事人等の遵守事項)

第6条 当該建築工事内で工事を行うものは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 溶接その他の火気等を使用する作業計画を統括防火責任者へ提出するほか、作業の実施にあたっては、必要な指示を受けること。
- (2) 火気等を使用する作業にあつては、消火器等を配置すること。
- (3) 指定された場所以外では、喫煙、焚火等を行わないこと。
- (4) 危険物類の使用は、そのつど統括防火責任者の承認を得ること。
- (5) 統括防火責任者は、作業責任者が責任を負うこと。

(統括防火責任者への連絡)

第7条 次の事項を行おうとする者は、統括防火責任者へ連絡し、承認を得るものとする。

- (1) 臨時に火気を使用するとき。
- (2) 建築物及び各種設備器具を設置又は変更するとき。

(火気等の使用制限)

第8条 統括防火責任者は、次の事項を行うことができる。

- (1) 火災警報発令時の火気使用の禁止又は制限
 - (2) 喫煙禁止場所あるいは、喫煙場所の指定
- (予防管理組織等)

第9条 _____ 株式会社新築工事中の火災の予防及び、地震時の出火防止を
図るため、統括防火責任者のもとに防火担当責任者、火元責任者等を定める。

2 前項の編成は、次によるものとし、その主たる任務は、次のとおりとする。

